

四三嶋工業団地誘致企業選定審査会要領

1. 趣旨

本要領は、四三嶋工業団地誘致企業選定に係る事業計画等に対し、四三嶋工業団地誘致企業選定審査会（以下「審査会」という。）において優先交渉権者を決定するための事項を定めるものとする。

2. 審査委員

審査会の審査委員は以下のとおりとし、事務局は都市計画課とする。

役職	職名
委員長	副町長
委員	総務課長
委員	企画課長
委員	財政課長
委員	農林商工課長
委員	税務課長
委員	上下水道課長
委員	建設課長
委員	環境防災課長
委員	都市計画課長

3. 審査方針

事前に提出された事業計画概要書等及び審査会でのプレゼンテーションを総合的に評価し優先交渉権者を決定する。

4. 審査方法

- (1) 各委員が「審査表」により、各事業者の点数化を行う。点数化にあつては、審査項目ごとの配点を付点するものとする。
- (2) 事業者ごとに集計し、最も評価点の高い事業者を優先交渉権者とし、次に評価点の高かった事業者を次点者とする。
- (3) 最高得点獲得者が複数の場合は、審査委員 10 人の協議のうえ決定する。
- (4) 申込事業者が 1 者の場合も、プレゼンテーション審査を実施し、優先交渉権者として妥当かどうか決定する。

5 審査基準

審査基準は次の表のとおりとする。

審査基準			配点
ア	企業の成長	・ 経営が安定し、成長性や将来性に優れている企業であるか。	20 点
イ	事業計画の実現性	・ 事業計画や施設の建設計画及び土地利用計画等は具体的であるか。 ・ 必要な資力及び資金計画があるか。	20 点
ウ	町が目指すまちづくりとの整合	・ 第2次筑前町総合計画で目指す、雇用・就労環境の充実を図るため進出予定企業による筑前町の産業振興、地元雇用の継続的な確保等、地域経済の活性化に期待ができるか。 ・ 人口増加、税収増加（固定資産税・法人税・事業所税等）が期待できるか。 ・ 地域資源の活用（町内企業の取引拡大や産学官連携等）が期待できるか。	30 点
エ	地域への貢献度	・ 地域振興や社会貢献に積極的な企業であるか。 ・ 大規模災害等に際し、筑前町への支援・協力を積極的な企業であるか。	10 点
オ	周辺環境及び環境保全への配慮	・ 景観への配慮や大気汚染、騒音等への公害防止対策により環境保全の取組が図られているか。 ・ 再生可能エネルギー等の導入やカーボンニュートラル、脱炭素等の取組に積極的な企業であるか。	10 点
カ	買取価格	・ 募集用地の買取価格。	10 点

6. 審査日程

(1) 審査会までのスケジュール

項 目	日 時
提出書類の提出期限	令和7年10月10日（金）
プレゼンテーション審査参加通知	令和7年10月中旬頃
審査委員事前説明会	令和7年10月下旬頃
プレゼンテーションの開催 優先交渉権者の決定	令和7年10月下旬頃
審査結果の通知	令和7年11月

(2) 審査会当日のスケジュール

時 間	内 容
9:10～9:20	審査会事前打合せ
9:20～10:00	A社プレゼンテーション及び質疑応答
10:00～10:10	休憩・業者入替作業
10:10～10:50	B社プレゼンテーション及び質疑応答
10:50～11:00	休憩・業者入替作業
11:00～11:40	C社プレゼンテーション及び質疑応答
11:40～13:00	休憩・業者入替作業
13:00～13:40	D社プレゼンテーション及び質疑応答
13:40～	集計後、審査結果の協議

※時間配分は1業者40分（プレゼンテーション：30分、質疑応答：10分）